

国港総第 721 号
令和2年 3月30日

各地方整備局特定部局長 殿

港 湾 局 長
(公 印 省 略)

「工事請負標準契約書の運用について」等の一部改正について

公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）については、令和元年12月13日の中央建設業審議会においてその改正が決定され、その実施について、同月20日付けで国土交通省中建審第1号により国土交通大臣あて勧告がなされたところである。

これを受けて、今般、「工事請負標準契約書の制定について」（平成8年1月24日付け港管第111号）、「設計・測量・調査等業務標準契約書の制定について」（平成8年2月29日付け港管第444号）、「発注者支援業務標準契約書の制定について」（平成24年1月27日付け国港総第577号）を一部改正したことに伴い、「工事請負標準契約書の運用について」（平成8年1月24日付け港管第112号）、「設計・測量・調査等業務標準契約書の運用について」（平成8年2月29日付け港管第445号）、「発注者支援業務標準契約書の運用について」（平成24年1月27日付け国港総第578号）の一部を別添のとおり改正し、令和2年4月1日以降に契約を締結する工事等から適用することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

工事請負標準契約書の運用について（平成8年1月24日付け港管第112号）の一部改正

改正後	改正前
工事請負標準契約書の運用について	工事請負標準契約書の運用について
<p>第1条関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第5項において、本契約書に定める<u>催告</u>、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除といった行為については、その明確化を図るため、書面で必ず行うこととされたので、その趣旨を十分配慮し遺漏のないよう措置すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第3条関係</p> <p>(1) 請負代金内訳書については、契約担当官等の承認を要せず、契約担当官等及び受注者を拘束するものではないので、<u>第25条</u>の規定による請負代金額の変更、<u>第30条</u>の規定による天災その他不可抗力による損害の負担、<u>第38条</u>の規定による部分払等を行う場合の額の確定に当たっては、工程表を参考にして設計書の内訳により行うものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第4条関係</p> <p>(略)</p> <p>第7条関係</p>	<p>第1条関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第5項において、本契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除といった行為については、その明確化を図るため、書面で必ず行うこととされたので、その趣旨を十分配慮し遺漏のないよう措置すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第3条関係</p> <p>(1) 請負代金内訳書については、契約担当官等の承認を要せず、契約担当官等及び受注者を拘束するものではないので、<u>第24条</u>の規定による請負代金額の変更、<u>第29条</u>の規定による天災その他不可抗力による損害の負担、<u>第37条</u>の規定による部分払等を行う場合の額の確定に当たっては、工程表を参考にして設計書の内訳により行うものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第4条関係</p> <p>(略)</p> <p>第7条関係</p>

工事請負標準契約書の運用について（平成8年1月24日付け港管第112号）の一部改正

(略)	(略)
第9条関係 (略)	第9条関係 (略)
第10条関係 第3項について、少なくとも次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして取り扱うこと。 一～三 (略) 四 前 <u>三</u> 号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。	第10条関係 第3項について、少なくとも次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして取り扱うこと。 一～三 (略) 四 前 <u>3</u> 号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。
第11条関係 (略)	第11条関係 (略)
第12条関係 (略)	第12条関係 (略)
第13条関係 (略)	第13条関係 (略)

工事請負標準契約書の運用について（平成8年1月24日付け港管第112号）の一部改正

第14条関係
(略)

第16条関係
(略)

第20条関係
(略)

第24条関係

(1) 第1項の「工期の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条第1項、第23条第1項及び第2項並びに第44条第2項の規定に基づくものをいう。

(2) (略)

(3) 第2項にいう「工期の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督職員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書の変更が行われた日、第20条第3項においては、契約担当官等が工事の施工の一時中止を通知した日、第44条第2項においては、受注者が工事の

第14条関係
(略)

第16条関係
(略)

第20条関係
(略)

第23条関係

(1) 第1項の「工期の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第1項、第22条第1項及び第2項並びに第43条第2項の規定に基づくものをいう。

(2) (略)

(3) 第2項にいう「工期の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督職員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書の変更が行われた日、第20条第3項においては、契約担当官等が工事の施工の一時中止を通知した日、第43条第2項においては、受注者が工事の

施工の一時中止を通知した日とする。

第25条関係

- (1) 第1項の「請負代金額の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条第2項、第23条第2項及び第44条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) (略)
- (3) 第2項にいう「請負代金額の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督職員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の変更が行われた日、第19条においては、設計図書の変更が行われた日、第20条第3項においては、契約担当官等が工事の施工の一時中止を通知した日、第22条第2項においては、受注者が同条第1項の請求を行った日、第23条第2項においては、契約担当官等が同条第1項の請求を行った日、第44条第2項においては、受注者が工事の施工の一時中止を通知した日とする。
- (4) 第3項の「乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条第2

施工の一時中止を通知した日とする。

第24条関係

- (1) 第1項の「請負代金額の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第2項、第22条第3項及び第43条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) (略)
- (3) 第2項にいう「請負代金額の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督職員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の変更が行われた日、第19条においては、設計図書の変更が行われた日、第20条第3項においては、契約担当官等が工事の施工の一時中止を通知した日、第21条第2項においては、受注者が同条第1項の請求を行った日、第22条第3項においては、契約担当官等が同条第1項又は第2項の請求を行った日、第43条第2項においては、受注者が工事の施工の一時中止を通知した日とする。
- (4) 第3項の「乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第2

工事請負標準契約書の運用について（平成8年1月24日付け港管第112号）の一部改正

項、第23条第2項及び第44条第2項の規定に基づくものをいう。

第26条関係
(略)

第30条関係
(略)

第31条関係
(略)

第36条関係
(略)

第38条関係
(略)

第39条関係
(略)

第40条関係
(略)

項、第22条第3項及び第43条第2項の規定に基づくものをいう。

第25条関係
(略)

第29条関係
(略)

第30条関係
(略)

第35条関係
(略)

第37条関係
(略)

第38条関係
(略)

第39条関係
(略)

工事請負標準契約書の運用について（平成8年1月24日付け港管第112号）の一部改正

<p><u>第54条</u>関係 （略）</p> <p><u>第55条</u>関係、<u>第56条</u>関係 （略）</p> <p><u>第57条</u>関係 （削る）</p>	<p><u>第50条</u>関係 （略）</p> <p><u>第45条</u>関係 （略）</p> <p><u>第44条</u>関係 <u>第2項の「〇年」については、原則として、木造の建物等の建設工事の場合には1年、コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事の場合には2年、設備工事等の場合には1年とすること。</u></p>
---	--

設計・測量・調査等業務標準契約書の運用について（平成8年2月29日付け港管第445号）の一部改正

改正後	改正前
設計・測量・調査等業務標準契約書の運用について	設計・測量・調査等業務標準契約書の運用について
<p>第2条関係</p> <p>第1項において、本契約書に定める指示、<u>催告</u>、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除といった行為については、その明確化を図るため、書面で必ず行うこととされたので、その趣旨を十分配慮し遺漏のないよう措置すること。</p> <p>第3条関係 (略)</p> <p>第4条関係 (略)</p> <p>第7条関係 (略)</p> <p>第9条関係 (略)</p> <p>第15条関係 (略)</p>	<p>第2条関係</p> <p>第1項において、本契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除といった行為については、その明確化を図るため、書面で必ず行うこととされたので、その趣旨を十分配慮し遺漏のないよう措置すること。</p> <p>第3条関係 (略)</p> <p>第4条関係 (略)</p> <p>第7条関係 (略)</p> <p>第9条関係 (略)</p> <p>第15条関係 (略)</p>

第20条関係
(略)

第25条関係

(1) 第1項の「履行期間の変更」とは、第17条、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第3項、第23条第1項、第24条第1項及び第40条第2項の規定に基づくものをいう。

(2) (略)

(3) 第2項にいう「履行期間の変更事由が生じた日」とは、第17条においては、調査職員が修補の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書等の変更が行われた日、第20条第3項においては、契約担当官等が業務の一時中止を通知した日、第21条第3項においては、設計図書等の変更が行われた日、第40条第2項においては、受注者が業務の一部中止を通知した日とする。

第26条関係

(1) 第1項の「業務料の変更」とは、第17条、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第3項、第23条第2項、第24条第2項及び第40条第2項の規定に基づくものをいう。

(2) (略)

第20条関係
(略)

第24条関係

(1) 第1項の「履行期間の変更」とは、第17条、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第3項、第22条第1項、第23条第1項及び第2項並びに第39条第2項の規定に基づくものをいう。

(2) (略)

(3) 第2項にいう「履行期間の変更事由が生じた日」とは、第17条においては、調査職員が修補の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書等の変更が行われた日、第20条第3項においては、契約担当官等が業務の一時中止を通知した日、第21条第3項においては、設計図書等の変更が行われた日、第39条第2項においては、受注者が業務の一部中止を通知した日とする。

第25条関係

(1) 第1項の「業務料の変更」とは、第17条、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第3項、第22条第2項、第23条第3項及び第39条第2項の規定に基づくものをいう。

(2) (略)

(3) 第2項にいう「業務料の変更事由が生じた日」とは、第17条においては、調査職員が修補の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書等の変更が行われた日、第20条第3項においては、契約担当官等が業務の一時中止を通知した日、第21条第3項においては、設計図書等の変更が行われた日、第23条第2項においては、受注者が同条第1項の請求を行った日、第24条第2項において契約担当官等が同条第1項の請求を行った日、第40条第2項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。

(4) 第3項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第17条、第19条、第20条第3項、第23条第2項、第24条第2項及び第40条第2項の規定に基づくものをいう。

第30条関係
(略)

第31条関係
(略)

第36条関係
(略)

(3) 第2項にいう「業務料の変更事由が生じた日」とは、第17条においては、調査職員が修補の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書等の変更が行われた日、第20条第3項においては、契約担当官等が業務の一時中止を通知した日、第21条第3項においては、設計図書等の変更が行われた日、第22条第2項においては、受注者が同条第1項の請求を行った日、第23条第3項において契約担当官等が同条第1項又は第2項の請求を行った日、第39条第2項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。

(4) 第3項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第17条、第19条、第20条第3項、第22条第2項、第23条第3項及び第39条第2項の規定に基づくものをいう。

第29条関係
(略)

第30条関係
(略)

第35条関係
(略)

設計・測量・調査等業務標準契約書の運用について（平成8年2月29日付け港管第445号）の一部改正

<u>第38条</u> 関係 (略)	<u>第37条</u> 関係 (略)
<u>第51条</u> 関係、 <u>第52条</u> 関係 (略)	<u>第41条</u> 関係 (略)
<u>第49条</u> 関係 (略)	<u>第45条</u> 関係 (略)
<u>第50条</u> 関係 (略)	<u>第46条</u> 関係 (略)
その他 (略)	その他 (略)

発注者支援業務標準契約書の運用について（平成 24 年 1 月 27 日付け国港総第 578 号）の一部改正

改正後	改正前
発注者支援業務標準契約書の運用について	発注者支援業務標準契約書の運用について
<p>第 2 条関係</p> <p>第 1 項において、本契約書に定める指示、<u>催告</u>、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除といった行為については、その明確化を図るため、書面で必ず行うこととされたので、その趣旨を十分配慮し遺漏のないよう措置すること。</p> <p>第 3 条関係 (略)</p> <p>第 4 条関係 (略)</p> <p>第 7 条関係 (略)</p> <p>第 9 条関係 (略)</p> <p>第 1 5 条関係 (略)</p>	<p>第 2 条関係</p> <p>第 1 項において、本契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除といった行為については、その明確化を図るため、書面で必ず行うこととされたので、その趣旨を十分配慮し遺漏のないよう措置すること。</p> <p>第 3 条関係 (略)</p> <p>第 4 条関係 (略)</p> <p>第 7 条関係 (略)</p> <p>第 9 条関係 (略)</p> <p>第 1 5 条関係 (略)</p>

第 2 2 条関係
(略)

第 2 7 条関係

(1) 第 1 項の「履行期間の変更」とは、第 1 9 条、第 2 0 条第 5 項、第 2 1 条、第 2 2 条第 3 項、第 2 3 条第 3 項、第 2 5 条第 1 項、第 2 6 条第 1 項及び第 4 2 条第 2 項の規定に基づくものをいう。

(2) (略)

(3) 第 2 項にいう「履行期間の変更事由が生じた日」とは、第 1 9 条においては、調査職員が修補の請求を行った日、第 2 0 条第 5 項においては、設計図書 of 訂正又は変更が行われた日、第 2 1 条においては、設計図書等の変更が行われた日、第 2 2 条第 3 項においては、契約担当官等が業務の一時中止を通知した日、第 2 3 条第 3 項においては、設計図書等の変更が行われた日、第 4 2 条第 2 項においては、受注者が業務の一部中止を通知した日とする。

第 2 8 条関係

(1) 第 1 項の「業務料の変更」とは、第 1 9 条、第 2 0 条第 5 項、第 2 1 条、第 2 2 条第 3 項、第 2 3 条第 3 項、第 2 5 条第 2 項、第 2 6 条第 2 項及び第 4 2 条第 2 項の規定に基づくものをいう。

(2) (略)

第 2 2 条関係
(略)

第 2 6 条関係

(1) 第 1 項の「履行期間の変更」とは、第 1 9 条、第 2 0 条第 5 項、第 2 1 条、第 2 2 条第 3 項、第 2 3 条第 3 項、第 2 4 条第 1 項、第 2 5 条第 1 項及び第 2 項並びに第 4 1 条第 2 項の規定に基づくものをいう。

(2) (略)

(3) 第 2 項にいう「履行期間の変更事由が生じた日」とは、第 1 9 条においては、調査職員が修補の請求を行った日、第 2 0 条第 5 項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第 2 1 条においては、設計図書等の変更が行われた日、第 2 2 条第 3 項においては、契約担当官等が業務の一時中止を通知した日、第 2 3 条第 3 項においては、設計図書等の変更が行われた日、第 4 1 条第 2 項においては、受注者が業務の一部中止を通知した日とする。

第 2 7 条関係

(1) 第 1 項の「業務料の変更」とは、第 1 9 条、第 2 0 条第 5 項、第 2 1 条、第 2 2 条第 3 項、第 2 3 条第 3 項、第 2 4 条第 2 項、第 2 5 条第 3 項及び第 4 1 条第 2 項の規定に基づくものをいう。

(2) (略)

(3) 第2項にいう「業務料の変更事由が生じた日」とは、第19条においては、調査職員が修補の請求を行った日、第20条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第21条においては、設計図書等の変更が行われた日、第22条第3項においては、契約担当官等が業務の一時中止を通知した日、第23条第3項においては、設計図書等の変更が行われた日、第25条第2項においては、受注者が同条第1項の請求を行った日、第26条第2項においては、契約担当官等が同条第1項又は第2項の請求を行った日、第42条第2項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。

(4) 第3項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第19条、第20条第5項、第21条、第22条第3項、第25条第2項、第26条第2項及び第42条第2項の規定に基づくものをいう。

第32条関係
(略)

第33条関係
(略)

第37条関係
(略)

(3) 第2項にいう「業務料の変更事由が生じた日」とは、第19条においては、調査職員が修補の請求を行った日、第20条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第21条においては、設計図書等の変更が行われた日、第22条第3項においては、契約担当官等が業務の一時中止を通知した日、第23条第3項においては、設計図書等の変更が行われた日、第24条第2項においては、受注者が同条第1項の請求を行った日、第25条第3項においては、契約担当官等が同条第1項又は第2項の請求を行った日、第41条第2項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。

(4) 第3項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第19条、第20条第5項、第21条、第22条第3項、第24条第2項、第25条第3項及び第41条第2項の規定に基づくものをいう。

第31条関係
(略)

第32条関係
(略)

第36条関係
(略)

発注者支援業務標準契約書の運用について（平成 24 年 1 月 27 日付け国港総第 578 号）の一部改正

<u>第 3 8 条</u> 関係 (略)	<u>第 3 7 条</u> 関係 (略)
<u>第 5 3 条</u> 関係、 <u>第 5 5 条</u> 関係 (略)	<u>第 4 3 条</u> 関係 (略)
<u>第 5 1 条</u> 関係 (略)	<u>第 4 8 条</u> 関係 (略)
<u>第 5 2 条</u> 関係 (略)	<u>第 4 9 条</u> 関係 (略)
その他 (略)	その他 (略)